

本資料の内容については、本日中に示される予定の国の基本的対処方針及び事務連絡の内容を踏まえ修正することがあります。

令和4年1月19日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和4年1月19日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、1月21日から2月13日までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（重点措置区域）として、千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等の取組を進める。こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- (2) その上で、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、政府の責任において、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的病床等を確保するための具体的措置を講じる。

2 県における基本的な考え方

- (1) 国の基本的対処方針に沿った措置等を行う。
- (2) 感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を目指す。
- (3) 感染の拡大が認められる場合に、速やかに効果的な感染対策等を講じるとともに、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に県民・事業者を求める。まん延防止等重点措置の実施に当たっては、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
- (4) 地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ1月21日から2月13日までとする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

(1) 県民の皆様へ

○ 感染リスクが高い場所への外出等の自粛【第 24 条第 9 項】

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動^{*}、特に、緊急事態措置区域との往来は、極力控えてください。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等（認証店・確認店以外の飲食店等）の利用を自粛してください。

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。

○ 飲食時の注意【第 24 条第 9 項】

- ・ 飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル 4 人以内（乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。）としてください。

なお、結婚披露宴を行う場合において、参加者全員が PCR 等検査を受け、陰性のとき^{*}は、同一テーブル 5 人以上でも可とします。

※ 3 日以内の PCR 検査等（LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）又は 1 日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね 6 歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

- ・ 会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。
- ・ 飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。
- ・ 換気が良く、座席間の距離が確保されている又は適切な大きさの亚克力板等が設置されている店を選んでください。
- ・ 食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
- ・ 箸やコップは使いまわさないでください。
- ・ 手指消毒を徹底してください。
- ・ 飲食店を利用する際は、感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用してください。

* お店のリストは千葉県ホームページに掲載しています。

- ・ 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守ってください。

○ 21 時以降、飲食店の利用自粛【第 31 条の 6 第 2 項】

- ・ 認証店及び確認店の営業時間を 21 時まで短縮するよう要請しますので、21 時以降は飲食店を利用しないでください。

○ 基本的な感染対策を徹底【第 24 条第 9 項】

- ・ 「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。
- ・ 「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避を参考にしてください。
 - ※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。
 - 「10のポイント」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf
 - 「新しい生活様式の実践例」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf
 - 「感染リスクが高まる「5つの場面」」
URL:https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/03_5scenes.pdf
- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用してください。
- ・ 風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は、出勤、登校を含め、外出を控えましょう。なお、特に発熱等の症状があるときは、感染リスクを下げるため、あらかじめ医療機関に連絡してください。

○ 検査について

- ・ 感染リスク等が高い環境にある等の理由により感染している可能性に不安を抱える方、又は、あらかじめ感染不安を解消しておきたい事情がある方が、希望する場合、検査を無料で受けることができます。
- ・ この検査を希望される場合、ワクチン接種の有無に関わらず、県に登録した薬局、検査機関等において検査が受けられます。なお、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく、知事の要請として扱われます。
- ・ 検査実施拠点一覧は、千葉県ホームページに掲載しています。
「千葉県新型コロナウイルス感染症に係る PCR 等検査無料化事業」
URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/pcrmuryouka.html>
- ・ 区域は県内全域、期間は令和 4 年 1 月 31 日までとじていましたが、当面の間、延長します。ただし、感染拡大に伴い、医療機関などで行う症状のある方の検査を優先すべき状況になったとき等は、変更または中止することがあります。
- ・ 本事業の対象は、無症状の方です。軽度の発熱、倦怠感など、少しでも体調が悪い方は、医療機関の受診をお願いします。
- ・ 本事業の検査結果は、新型コロナの患者であるかどうかの確定診断を示すものではありません。また、検査で陰性となった場合も、感染している可能性が否定されたわけではありません。引き続き、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。

- ・ 検査で陽性となった場合は、必ず速やかに医療機関を受診してください。検査拠点から保健所や医療機関に検査結果を連絡をすることはなく、医療機関を受診しない限り、治療が開始されません。
- ・ 検査の際は、今後の対策の参考とするため、アンケートに御協力をお願いします。

(2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ【第24条第9項】

【開催制限の収容率・人数上限の目安等】

- ① 感染防止安全計画^{※1}を策定し、県による確認を受けた場合

人数上限：2万人まで

* ワクチン・検査パッケージ制度及び入場に当たってのPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。

* 既に感染防止安全計画を策定し県による確認を受けている場合は、令和4年1月22日までに販売された入場券等に限り、本目安は適用せず、販売した入場券等はキャンセル不要と扱います。

- ② ①以外の場合

収容率：100%（大声^{※2}なし）又は50%（大声あり）

かつ

人数上限：5,000人

※1 感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するために策定して提出していただくものです。また、感染防止安全計画が策定されているイベントは、「大声なし」の担保が前提です。

なお、従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントについては、①の人数上限を適用しない場合は、感染防止安全計画の策定は不要です。

また、既に「感染防止策チェックリスト」を公表している場合で、まん延防止等重点措置の適用により新たに感染防止安全計画の策定対象となった場合（5,000人を超えるイベントなど）は、原則2週間前までに計画を県に提出し、県の確認を受けてください。

※2 「大声」とは「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」をいい、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当します。

【留意事項】

- 催物開催に当たっては、その規模にかかわらず、業種別ガイドラインの徹底や、「3つの密」が発生しない席の配置、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じてください。
- 参加者名簿を作成し連絡先等を把握するとともに、接触確認アプリ（COCO

A) の利用を推奨してください。

- 感染防止安全計画の提出は、イベント開催の 2 週間前までに行うように努めてください。また、感染防止安全計画を提出した場合は、イベント終了後、1 か月以内を目途に、結果報告書を県に提出してください。
- 県による感染防止安全計画の確認を受けていないイベントについては、「感染防止策チェックリスト」をホームページや SNS 等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管してください。（従前の「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を行い、既に、県から確認済みの連絡を受けているイベントを除きます。）
- 感染防止策の不徹底など問題が発生した場合は、感染防止安全計画の策定の有無にかかわらず、直ちに、県及び関係府省庁に結果報告書を提出してください。

※ 開催制限の目安、感染防止安全計画の提出方法等の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

※ 上記の条件のほかは、令和 4 年 1 月 19 日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」及び「イベント開催等における感染防止安全計画等について」のとおりとします。

※ 提出いただいた結果報告書は、他の都道府県や関係府省庁へ情報提供する場合があります。

(3) 事業者の皆様へ

① 全ての事業者等の皆様へ

【第 24 条第 9 項】

- 業種別ガイドラインを遵守してください。

【お願い】

- 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知して

ください。

- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※ 職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、千葉県ホームページの「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」を御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/20210929workplace.pdf>

※ 業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」
(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」
(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/torikumi5point.pdf>

- 徹底した換気を行ってください。例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1,000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありえます。

《二酸化炭素濃度測定器を使用する際の留意事項》

(千葉県ホームページ)

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/co2_ryuuiten.pdf

- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けてください。
- 高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 別表1に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続してください。

- 職場において従業員が、感染者や濃厚接触者となった場合に備えて、社会経済活動の維持と感染防止対策の両立のため、業務継続計画の策定や点検、見直しなどをご検討ください。

② 「飲食店^{*1}」・「施設（飲食店を除く）^{*2}」の皆様へ

別表2に記載した要請の内容に従って御協力をお願いします。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。なお、遊興施設のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）、飲食業の許可を受けている結婚式場等（披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も含む）を含みます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

また、以下の施設が該当します。

- ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ・ 運動施設又は遊技場の一部（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く）
- ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない商品の売り場を除く）、運動施設又は遊技場の一部（マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど）、遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）

県の営業時間の短縮要請等に応じていただいた飲食店等には協力金を支給します。

※ 原則として、認証店又は確認店の方には、全期間御協力いただいた場合、協力金を支給します。（1月21日から御協力いただけなかった場合においても、1月26日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から2月13日までの日数分を支給します。）

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表します。協力金の申請時に、チェックリストや休業又は営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

※ ワクチン接種済証等やPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。

※ 飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

4 その他の事項

(1) Go to イート事業について

- ・ Go to イート 食事券の新規発行の一時停止【継続：令和4年1月15日から停止済み】（当面の間）
- ・ Go to イート 食事券・ポイントの利用は令和4年1月25日から当面の間、控えるようお願いします。【新規】

※ 店内での飲食を控えていただくもので、テイクアウト、デリバリーでの利用を控えていただく必要はありません。

※ 再開する場合は改めて発表させていただきます。

(2) 「千葉とく旅キャンペーン」及び「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について

① 「千葉とく旅キャンペーン」について

- 新規予約受付の一時停止【継続：令和4年1月15日から停止済み】（当面の間）
 - 予約済の旅行・宿泊商品の割引の停止【新規】
 - ・ 1月14日（金）までに予約済みの旅行・宿泊商品の割引利用については、1月21日（金）から当面の間、停止します。
 - ・ ただし、経過措置として、1月26日（水）までは、予約済みの旅行・宿泊商品の割引利用が可能です。
 - ・ 1月27日（木）以降は、予約済みの旅行・宿泊商品の割引利用はできません。予約をキャンセルいただくか、割引相当額を自己負担して旅行していただくこととなります。
 - ・ 予約のキャンセルに伴い取消料が発生する場合は、利用者の取消料負担を軽減するため、割引額を上限として、事務局から旅行会社に取消料を補填します。
- ※ 本キャンペーンを再開する場合は改めて発表させていただきます。
- ※ 詳しくは、特設サイトをご覧ください。<https://chibatokutabi-cpn.com>

② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について

- 優待券の利用の停止【新規】
 - ・ 「千葉とく旅キャンペーン」の利用停止に合わせて、1月21日（金）から優待券の利用を停止します。
 - ・ ただし、経過措置として、1月26日（水）までは優待券の利用が可能です。
 - ・ 1月27日（木）から1月31日（月）までは優待券の利用はできません。予約をキャンセルいただくか、優待券相当額を自己負担して旅行していただくこととなります。
 - ・ 予約のキャンセルに伴い取消料が発生する場合は、利用者の取消料負担を軽減するため、優待額を上限として、取消料を補填します。
- ※ 詳しくは、特設サイトをご覧ください。<https://discoverchiba-cpn.com>

別表 1

国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な 方々の保護の継 続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な 生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LP ガス、 上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製 造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給 関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネ ット通販 等
	宅配・テイクアウト	—
	生活必需品の小売り 関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグ ストア 等
	家庭用品のメンテナ ンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事 業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持 に係る設備・サービス、自家用車等の整 備 等
社会の安定的 維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジ ットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造 業・サービス業の維 持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維 持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社 会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、 廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等

別表 2

事業者の皆様への要請 (3(3)②関係)

以下のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等、「3(3)①全ての事業者等の皆様へ」に記載されている事項を徹底してください。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法
 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別 (国の通知による区分)	要請内容
<p>「飲食店※¹」・「遊興施設※²のうち、食品衛生法における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗(カラオケ店等)、飲食業の許可を受けている結婚式場等(披露宴等をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む)</p>	<p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限(同一グループ・同一テーブル4人以内※³。ただし、乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く。) <ul style="list-style-type: none"> * 店舗入口及び店内に、「同一グループ・同一テーブル4人以内」である旨を掲示してください。 * 結婚披露宴を行う場合において、参加者全員がPCR等検査を受け、陰性のとき※⁴は、同一テーブル5人以上でも可とします。(「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」又は「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」に限ります。) <p style="margin-left: 20px;">なお、この取扱いを希望する場合は、県に申し出てください。</p> <p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のとおりの営業時間の短縮、酒類提供の制限 <ul style="list-style-type: none"> ① 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」 21時から5時は営業しない ② 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」以外 20時から5時は営業しない 酒類提供停止 ・ 下表1の感染防止対策の徹底。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象から除きます。

※3 ワクチン検査・パッケージ制度及び対象者全員検査による緩和は、実施しません。

※4 3日以内のPCR検査等(LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。)又は1日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等の監護者が同伴する場合には検査を不要とします。

施設の種別（国の通知による区分）	要請内容
施行令 11 条施設（1,000 m ³ 超え）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、観覧場、演芸場、映画館 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ・ 運動施設又は遊技場の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど ・ 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など（図書館を除く） 	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照） <p>法 24 条⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの人数制限と同様の人数制限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動施設又は遊技場の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・ マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど ・ 遊興施設の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など ・ サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く） ・ 物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く） 	<p>法 31 条の 6①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下表 1 の感染防止対策の徹底 ・ 人数管理・人数制限等の入場整理（下表 2 参照）

下表1 感染防止対策について

- 徹底した換気を行ってください。
- ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
- ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
- 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いします」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
- マスク着用のお願について、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
- 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
- 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
- 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

- 施設全体での措置
 - ・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
 - ・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
 - ・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
 - ・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
 - ・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する